

長野県いじめ防止基本方針策定会議の設置について

(趣 旨)

- 第一 学校関係者や学識経験者、関係機関、団体など多様な協力者の参画を得て、いじめ防止等の対策が総合的かつ実効的に推進されるための「長野県いじめ防止基本方針」について検討を行い、策定するために設置する。

(組 織)

- 第二 会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。
弁護士、学識経験者、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、民間団体代表、PTA代表、地方法務局、市町村教育委員会代表、学校関係者、児童相談所、県関係機関代表
- 2 委員は、教育長が依頼する。

(会 議)

- 第三 会議は長野県いじめ防止基本方針の策定及びそのほか必要な事項について検討する。
- 2 会議の実施期間は、平成 25 年 12 月 12 日から長野県いじめ防止基本方針策定の日までとする。
- 3 議事の進行は長野県教育委員会教育長が行う。

(作業部会)

- 第四 会議は、必要に応じ、作業部会を設置することができる。
- 2 作業部会の構成員は、「庁内いじめ対策連絡会議」の関係各課のいじめ対策担当者とする。

(報酬及び旅費)

- 第五 委員の報酬は、別に定めるところによるものとし、旅費は、「特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例」の定めるところによる。

(その他)

- 第六 この会議に関する庶務は、教学指導課心の支援室において処理する。

(補 則)

- 第七 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

- 附 則 この要綱は、平成 25 年 12 月 12 日から施行する。